

船舶インシデント調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年8月11日 06時00分ごろ
発生場所	北海道天売島西南西方沖 赤岩埼灯台から真方位260° 52海里付近 (概位 北緯44° 15.0′ 東経140° 06.0′)
インシデントの概要	漁船第35幸進丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年10月14日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第35幸進丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-20577（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、主機を回転数毎分（rpm）1,400にかけて漁場移動の目的で航行中、主機が1,300rpmに低下した。</p> <p>本船は、点検の目的で700rpmに下げたところ主機が停止し、その後始動できなくなったので、僚船に救助を要請し、来援した僚船にえい航されて北海道増毛町増毛港に入港した。</p> <p>本船は、機関修理業者が点検した結果、潤滑油ポンプ内に鉄粉及び金属片が発見され、主軸受メタルの焼付き、クランク軸の焼損等が認められた。</p> <p>本船は、主機潤滑油の交換時期が分からず、使用時間が不明であった。</p>
分析	本船は、漁場移動の目的で航行中、主機の主軸受メタルが焼き付き、クランク軸が焼損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漁場移動の目的で航行中、主機の主軸受メタルが焼き付き、クランク軸が焼損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。